

令和5年9月以降の新型コロナワクチン接種に関する要望

国において、今般、新型コロナワクチンの令和5年秋開始接種については、9月20日から12歳以上のすべての対象者に、オミクロン株XBB1.5対応のワクチンを使用して実施すること等が示された。

我々都市自治体は、希望する住民に対して円滑かつ効率的に接種できるよう、医療機関等と調整しつつ接種体制の確保に取り組んでおり、その接種体制の確保に要する経費については、特例臨時接種に位置付けられていること等を踏まえ、全額国費による財政措置を講じるよう、国に対して要請してきたところである。

そのような中、国から示された接種体制確保事業の特例措置の終了やワクチンの供給等に関して、都市自治体から危惧する声が上がっている。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じること。

記

1. 都市自治体においては、9月以降の接種体制確保事業について、効率的な接種体制となるよう見直しが行われてきたところであるが、予め接種率等を見通すことは困難であり、それぞれの自治体の接種実績等によっては、やむを得ず補助上限額を超過することもあり得るため、国においては、個々の実情を踏まえ、混乱が生じないように、財政措置を含め適切な対応を講じること。
2. 令和5年秋開始接種については、希望する住民に対して、ワクチンの供給量によって、円滑に接種できない事態に陥ることがないように、国の責任でそれぞれの自治体が必要とするワクチンの量を確実に供給すること。
3. 地域において希望する住民に対して、引き続き確実に接種できるよう、医療機関等の理解を得ながら取り組んでいく必要があり、ワクチン接種対策費負担金の接種単価（2,277円/回）については、これまでの実情等も十分に踏まえ、適切な水準に引き上げること。
4. 接種体制の準備には時間を要し、国からの指示や情報提供が遅いことで準備に支障が生じていることから、ワクチン接種に係る具体的な情報については、都市自治体に早期に示すこと。
特に、令和6年度以降の接種について、予防接種法上の位置付け、使用するワクチンや供給方法、対象者等の具体的な方針を早期に示すとともに、必要な財源を確保すること。

令和5年8月23日

全 国 市 長 会